



E 本プログラムに定める内容の保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。

- 委託元の依頼に応えて保健指導を継続的に実施できるよう、どのような財務基盤を確保していますか？

ねらい

保健指導の継続性を確保するためには、安定した財務基盤を有していることが必要です。

基本的考え方

保健指導が契約期間および継続的に提供されるためには、安定した財務基盤を有していることが必要です。そのことの確認は容易ではありませんが、株式会社等においては財務諸表の状況、監査法人のコメント、取引関係・資本関係、財団法人等においては財務諸表の状況や定款、寄附行為等および登記事項証明書などを参考にして判断することになります。

[委託基準の遵守]

- 一定期間、保健指導サービスを継続的に提供できる財務状況である。

F 医療保険者から受託した業務の一部の再委託が行われる場合には、医療保険者が委託先と委託契約を締結するに当たり、当該委託契約において、再委託先との契約において本規準に掲げる事項を遵守することを明記すること。

- 再委託を行っている場合の、再委託先が委託基準を満たしていることの確認に関して、以下についてお答えください。

Q5 再委託を行っていますか？

Q6 契約等にどのように盛込んでいますか？

Q7 委託基準の遵守をどのように確認していますか？

ねらい

保健指導サービスを再委託する場合には、委託元に対してその旨を明確に示すとともに、自社(機関)と同様に委託先が委託基準を満たしていることを保証しなければなりません。

基本的考え方

委託先が自社(機関)同様に委託基準を満たしているとともに、さらに質の向上に取組んでいることを保証するために、再委託先との契約に、再委託先が委託基準を満たす責任を明確にするとともに、その確認を行うことを盛込みます。

[委託基準の遵守]

- 再委託先との契約に、委託基準を遵守することの責任を明確に記述している。
- 再委託先が委託基準を遵守していることを監査等の方法で確認している。

G 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、当該規程の概要を医療保険者及び実施者が前もって確認できる方法(ホームページ上での掲載等)を通じて、幅広く周知すること。

1. 事業の目的及び運営の方針
2. 統括者の氏名及び職種
3. 従業員の職種及び員数
4. 保健指導実施日及び実施時間
5. 保健指導の内容及び価格その他費用の額
6. 通常の事業の実施地域
7. 緊急時における対応
8. その他運営に関する重要事項

■「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に示された「ホームページ等の記載様式」の記載内容を提示してください。

ねらい

一定の基準を満たしている
保健指導サービス事業者で
あることを確認できるよう、
情報が公開されています。

基本的
考え方

保健指導を委託できるサービス事業者を
選定するための最低限の情報開示であり、
業者選定の参考にします。しかし、この情
報だけでは委託基準を満たしているかど
うかについての判断には不十分であるた
め、本ガイド全体を用いて確認する必要
があります。

[委託基準の遵守]

- 「運営についての重要事項に関する規程の概要」の必須項目が全て記入され、委託基準を満たしている。



H 保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、保健指導対象者から求められたときは、これを掲示すること。

■ 保健指導実践者の身分証の携行・掲示に関して、以下についてお答えください。

Q8 貴社(機関)においては、どのような身分証を発行していますか?

Q9 保健指導実践者が身分証を携行し、保健指導対象者からの求めに応じて確実に提示できるようどのような教育を行っていますか?

ねらい

対象者が安心して保健指導を受けられるようにします。

基本的
考え方

保健指導実践者に写真付きの身分証等を発行し求めに応じて提示させるようになります。

[委託基準の遵守]

- 写真付きの身分証等を携行させている。
- 求めに応じて提示するよう保健指導実践者の教育を行っている。

I 保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、保健指導機関の設備及び備品について、衛生的な管理を行うこと。

■ 貴社(機関)の衛生管理に関して、以下についてお答えください。

Q10 保健指導実践者の清潔の保持および健康管理をどのように行っていますか?

Q11 設備および備品の衛生管理をどのように行っていますか?

ねらい

衛生的な環境で保健指導が行われるようにします。

基本的
考え方

衛生的な環境を確保するために必要なこととして、従業員の健康管理状態および施設・備品の管理状況があります。対象者が快適に安心して保健指導を受けることができる環境を確保します。

[委託基準の遵守]

- 保健指導実践者の衛生および健康管理に関して、以下の事項を行っている。

1. 清潔を保つための指導と確認
2. 定期健康診断の確実な実施と事後措置(保健指導および適正配置)
3. 空気感染や接触感染を起こす危険性のある感染症有病者への対応の明確化
4. 体調不良を訴える従業者への対応の明確化

- 施設および備品を衛生的に維持するために、清掃や消毒等を計画的に実施している。

J 保健指導機関について、虚偽または誇大な広告を行わないこと。

- 貴社(機関)の保健指導に関する広告に関して、以下についてお答えください。

Q12 どのような広告を行っていますか？

Q13 広告が虚偽または誇大にならないように、どのような管理を行っていますか？

Q14 保健指導の成果を広告に含めている場合には、その検証はどのような方法で実施したものですか？

ねらい

信頼できる保健指導実
施機関を選定します。

基本的
考え方

虚偽または誇大な広告にならないように、管理体制が存在している必要があります。また、保健指導の成果を広告する場合には、その検証は科学的に妥当な方法でなければなりません。

[委託基準の遵守]

- 虚偽または誇張な広告にならないように、管理体制を有している。
- 保健指導の成果に関する広告は、科学的に妥当な方法で検証されたものである。



K 保健指導対象者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

■ 窓口に寄せられた苦情への対応に関して、以下についてお答えください。

Q15 主な対応者、対応体制はどのようなものですか？

Q16 苦情の内容をどのように記録していますか？

ねらい

保健指導の内容や従業員の対応等に関する苦情を適切に取り扱い、その後の対応を円滑に図るために苦情の内容を記録します。

基本的考え方

苦情対応窓口は、委託医療保険者や保健指導の対象者に明示されていなければなりません。苦情が寄せられた場合には、窓口または担当者によって適切に処理される必要があります。また、苦情の内容によってはその後に訴訟等への対応が必要になることがあります。対応を円滑に図るために具体的に記録します。

[委託基準の遵守]

● 苦情対応窓口を委託元および保健指導対象者に明示している。

● 苦情への対応体制として、以下のことを明確にしている。

1. 苦情の種類ごとに対応担当者を明確にしている。
2. すべての苦情を記録し、責任者に報告している。
3. 苦情の内容は対応担当者等がその内容を分析して、社(機関)内で共有化している。

● 苦情を受けつけた場合には、対応担当者がその内容等を記録し、保存している。

L 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

■ 貴社(機関)の人事および会計の記録に関して、以下についてお答えください。

Q17 管理している人事記録にはどのようなものが含まれていますか？

Q18 人事記録は、どのように管理されていますか？

Q19 会計に関する記録は、どのように管理されていますか？

ねらい

適切な保健指導を実施するためには、人員面や運営面で信頼のにおける保健指導実施事業者であることが必要です。

基本的考え方

委託元が人事記録や会計の記録そのものを確認することはできませんが、どのような項目について記録・保存されているのかを確認します。

[委託基準の遵守]

● 人事記録として以下の情報を含んでいる。

1. 氏名、年齢、住所
2. 職名、経歴、資格の登録番号
3. 勤務体制および勤務形態
4. 研修・評価の記録

● 人事記録は、管理者を決めて、特定の人員のみがアクセスできる状態で適切に管理している。

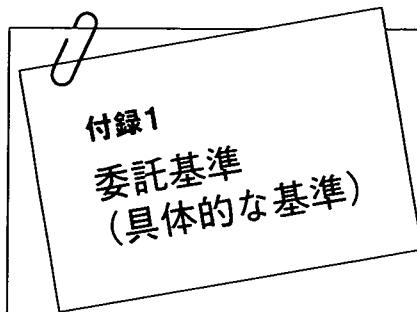
● 会計の記録を残し、監査を受けている。

付録1

委託基準(具体的な基準)

1—人員に関する基準

2—施設又は設備等に関する基準



① 人員に関する基準

- A 保健指導の業務を統括する者は、常勤の医師、保健師、管理栄養士であること。
- B 「動機付け支援」や「積極的支援」において、(1)初回の面接、(2)対象者の行動目標・支援計画の作成、(3)保健指導の評価に関する業務を行う者は、医師、保健師、管理栄養士であること。(ただし高齢者の医療確保法施行後5年間に限り、一定の保健指導の実務経験のある看護師も行うことができる。)
- C 対象者ごとに支援計画の実施について統括的な責任を持つ医師、保健師、管理栄養士が決められている。
- D 「動機付け支援」や「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく食生活に関する実践的指導は、管理栄養士その他の食生活に関する専門的知識及び技術を有する者により提供されること。
- E 「動機付け支援」、「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく運動に関する実践的指導は、運動に関する専門的知識及び技術を有する者により提供されていること。
- F 保健指導プログラムに応じて、再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。
- G 保健指導者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましい。
- H 保健指導対象者が治療中の場合には、Cに掲げる者が必要に応じて当該保健指導対象者の主治医と連携を図ること。

② 施設又は設備等に関する基準

- A 本プログラムに定める内容の保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。
- B 個別指導を行う際、対象者のプライバシーが十分に保護される施設(部屋)が確保されていること。
- C 運動の実践指導を行う場合には、救急時における応急措置の設備を有していること。
- D 健康増進法第25条に定める受動喫煙の防止措置が講じられていること。

③ 保健指導の内容に関する基準

- A 本プログラムに準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、対象者や地域、職域の特性を考慮したものであること。
- B 具体的な保健指導プログラム(支援のための材料、学習教材等を含む)は、医療保険者に提示され、医療保険者の了解が得られたものであること。
- C 最新の知見、情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取組むこと。
- D 個別指導を行う場合はプライバシーが保護された場で行われること。
- E 契約期間中に、保健指導を行った対象者から指導内容について相談があった場合は、事業者は相談に応じること。
- F 保健指導対象者のうち保健指導を受けなかった者又は保健指導を中断した者への対応については、対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。

④ 保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

- A 本プログラムにおいて定める電子的標準様式により、医療保険者に対して保健指導対象者の保健指導レベル、効果(腹囲、体重)等を安全かつ速やかにCD-R等の電磁的方式により提出すること。
- B 保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を記載したものが、適切に保管・管理されていること。
- C 正当な理由がなく、その業務上知りえた保健指導対象者の情報を漏らしてはならない。
- D 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
- E 医療保険者の委託を受けて健診結果や保健指導結果を保存する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。
- F インターネットを利用した保健指導を行う場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の6.9外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理に規定されているとおり、(1)秘匿性の確保のための適切な暗号化、(2)通信の起点・終点識別のための認証、(3)リモートログイン制御機構により安全管理を行うこと。さらに、(1)インターネット上で保健指導対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること、(2)インターネット上で健診データ入手できるサービスを受けることについて必ず本人の同意を得ること、(3)当該同意を得られない者の健診データは、当該サービスを受ける者の健診データとは別の保存場所とし、外部から物理的にアクセスできないようにすること等により、外部への情報漏洩、不正アクセス及びコンピューター・ウィルスの進入等の防止のための安全管理を徹底すること。
- G 保健指導結果の分析等を行うため、医療保険者の委託を受けて保健指導結果を外部に提供する場合は、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、個人情報をマスキングすることや個人が特定できない番号を付すことなどにより、当該個人情報を匿名化すること。

付録1

委託基準(具体的な基準)

5—運営等に関する基準

5 運営等に関する基準

- A 対象者にとって保健指導が受けやすくなるよう、利用者の利便性に配慮した保健指導(たとえば、土日祝日・夜間に行うなど)を実施するなど保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。
- B 医療保険者の求めに応じ、医療保険者が適切な保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- C 保健指導を行う際に商品等の勧誘・販売等を行わないこととともに、保健指導を行う地位を利用した不当な推奨・販売等を行わないこと。
- D 保健指導実践者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該保健指導実践者の資質の向上に努めていること。
- E 本プログラムに定める内容の保健指導を適かつ継続的に実施することができる財政基盤を有すること。
- F 医療保険者から受託した業務の一部の再委託が行われる場合には、医療保険者が委託先と委託契約を締結するに当たり、当該委託契約において、再委託先との契約において本規準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- G 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、当該規程の概要を医療保険者及び実施者が前もって確認できる方法(ホームページ上の掲載等)を通じて、幅広く周知すること。
 1. 事業の目的及び運営の方針
 2. 統括者の氏名及び職種
 3. 従業員の職種及び員数
 4. 保健指導実施日及び実施時間
 5. 保健指導の内容及び価格その他費用の額
 6. 通常の事業の実施地域
 7. 緊急時における対応
 8. その他運営に関する重要な事項
- H 保健指導実践者に身分を証する書類を携行させ、保健指導対象者から求められたときは、これを掲示すること。
- I 保健指導実践者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、保健指導機関の設備及び備品について、衛生的な管理を行うこと。
- J 保健指導機関について、虚偽または誇大な広告を行わないこと。
- K 保健指導対象者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- L 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

医療保険者が保健指導を委託する際の委託先の
保健指導の質の評価ガイド

第Ⅱ部
質の管理状況の評価



本ガイドの使用方法

1. 目的

特定健診・保健指導の実施において、医療保険者の多くがその実施の全部または一部を外部専門事業者に委託することになります。その際、これらの事業者はサービスを安定的に提供できるとともに、その品質についても十分に確保されている必要があります。そのため、標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）においては、委託基準が示されるとともに、各事業者に一定の情報公開を求めています。

しかし、精度管理手法が確立しており、また客観的な評価が可能な健診に比べて、専門事業者が提供する保健指導の質を評価することは容易ではありません。質が評価できない状態においては、委託先の選定において価格や規模、評判などの情報に頼らざるをえず、いわゆる「安かろう、悪かろう」の事業者を選定する恐れがありますし、質の向上を積極的に行う優良な事業者を育成することも不可能になります。今回のプログラムが、被保険者および被扶養者の生活習慣の改善、疾病の予防、医療費の削減といった成果を上げるために、質の高い保健指導は不可欠の要素です。そのような重大な課題の解決に資するために、本ガイドを作成しました。

医療保険者は、専門事業者に対して保健指導サービスを委託する際に、本ガイドを用いて情報の収集を行い、得られた情報を評価し、委託先が一定の質を保っているかどうか、判断することが可能になります。ただし、ここでいう保健指導の質とは、客観的な評価が困難な個々の保健指導実践者の質ではありません。委託基準で示された保健指導サービス事業者としての最低基準を満たしているだけでなく、事業者が、サービスの質の維持・向上のために継続的に行う取組みに着目する必要があります。保健指導の質は、保健指導実践者の個人的な努力だけで達成することは不可能であり、事業者の組織的な取組みによってはじめて可能となるためです。

本ガイドは、第Ⅰ部、第Ⅱ部の2部構成となっています。第Ⅰ部は委託基準のすべての項目を含んでおり、委託基準を遵守していることの確認用です。第Ⅱ部は保健指導の質の管理状況の確認用となっています。したがって、各委託元が、委託先にどのレベルの質を求めるかによって、使い分けることが可能です。たとえば、とりあえず委託基準を満たしていることを求める場合には第Ⅰ部のみを、委託先が委託基準をすべて満たしていることが明らかであり、さらに高いレベルの質の管理を求める場合には第Ⅱ部のみを利用してもよいでしょう。

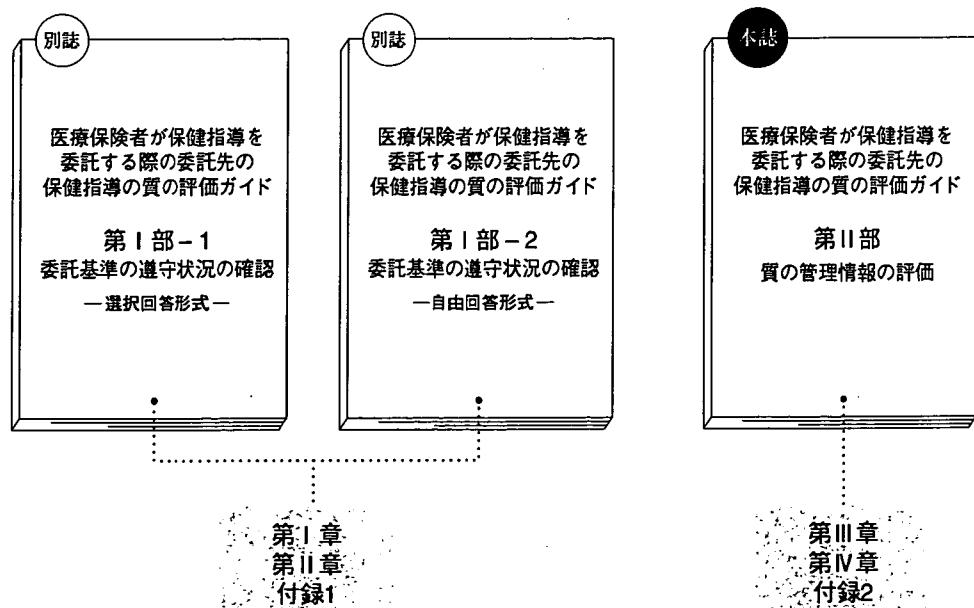
2. 項目

保健指導の質の評価ガイド 第Ⅰ部および第Ⅱ部はそれぞれ、2つの章と1つの付録から構成されています。このうち、第Ⅱ部は、第Ⅲ章と第Ⅳ章および付録2が掲載されています。

第Ⅲ章には、質の管理状況について、委託を検討している保健指導サービス事業者に対して行う質問項目を列挙しております。これらの質問項目は、具体的な内容を聞き出す質問になっています。また、委託基準は最低基準として遵守していることが、質の管理の前提となりますので、基本的に第Ⅰ章との重複は避けています。

第Ⅳ章は、事業者からの回答を評価するためのガイドになっています。「質の管理状況に関する質問」の中に、「関連する委託基準の項目」の記載があるものがあります。この記述がある項目は、委託基準の中に関連の深い項目があり、委託基準の項目を最低基準として遵守した上で、さらに目指すべき高いレベルの項目として位置づけてください。「質の管理状況に関する質問」への回答の評価については、【ねらい】と【基本的考え方】とともに【具体的な事項】として評価に必要な具体的な内容を記述し、確認すべき項目を“確認事項”として列挙しました。「質の管理状況に関する質問」への回答を評価するためには、まず評価者が個々の質問の【ねらい】と【基本的考え方】を理解しておく必要があります。その上で、質の管理状況が適切かどうかを、【具体的な事項】および“確認事項”を参考に判断します。

付録2として、「保健指導の質の管理」の基本的考え方を掲載しています。



3. 使用方法

1. 委託先の選定にあたって、候補となる事業者に対する質問の範囲を決定する。
選択肢としては、第Ⅰ部、第Ⅱ部のいずれか、または両方がある。



2. 委託先候補の事業者に、質問への回答を依頼する。



3. 第Ⅱ部を活用する場合には、「質の管理状況に関する質問」への回答を【具体的な事項】および“確認事項”を参考に、質の管理状況のレベルを評価する。



4. 委託元として、委託先に求める質の管理レベルを明確にし、委託先選定の際の参考にする。



5. 保健指導サービスの提供が始まったあとも、委託先が回答の内容を実際に実行しているかどうかの確認を行なうとともに、必要に応じて委託先の指導を行なう。

CONTENTS

目次

第Ⅰ部-1・2 委託基準の尊種状況の確認

第Ⅰ章 委託基準の遵守状況に関する質問項目

I-1
別誌 I-2
別誌

| | | |
|------------------------|----|----|
| ① 人員に関する基準 | 10 | 10 |
| ② 施設又は設備等に関する基準 | 12 | 12 |
| ③ 保健指導の内容に関する基準 | 14 | 13 |
| ④ 保健指導記録等の情報の取扱いに関する基準 | 17 | 15 |
| ⑤ 運営等に関する基準 | 26 | 17 |

第Ⅱ章 委託基準の遵守状況の評価ガイド

| | | |
|------------------------|----|----|
| ① 人員に関する基準 | 32 | 20 |
| ② 施設又は設備等に関する基準 | 36 | 25 |
| ③ 保健指導の内容に関する基準 | 39 | 28 |
| ④ 保健指導記録等の情報の取扱いに関する基準 | 44 | 34 |
| ⑤ 運営等に関する基準 | 52 | 43 |

| | | |
|------------------|----|----|
| 付録1 委託基準(具体的な基準) | 60 | 52 |
|------------------|----|----|

第Ⅱ部 質の管理状況の評価

第Ⅲ章 質の管理状況に関する質問項目

本誌

- ① 保健指導サービスの質の管理に関する基本方針  10
- ② 保健指導サービスマニュアルおよび提供される  保健指導プログラムの質の管理 11
- ③ 保健指導実践者の質の管理  12
- ④ 情報公開  13
- ⑤ 再委託先による保健指導サービスの質の管理  13
- ⑥ 内部監査  13

第Ⅳ章 質の管理状況の評価ガイド

- ① 保健指導サービスの質の管理に関する基本方針  16
- ② 保健指導サービスマニュアルおよび提供される  保健指導プログラムの質の管理 18
- ③ 保健指導実践者の質の向上  27
- ④ 情報公開  32
- ⑤ 再委託先による保健指導サービスの質の管理  34
- ⑥ 内部監査  35

付録2 「保健指導の質の管理」の基本的考え方 36

第Ⅲ章

**質の管理状況に関する
質問項目**

第Ⅲ章

質の管理状況に関する質問項目

1—保健指導サービスの質の
管理に関する基本方針

① 保健指導サービスの質の管理に関する基本方針

A サービス事業者としての保健指導サービスの質の管理に関する基本方針に関して、以下についてお答えください。

Q1 保健指導サービスの質の管理に関して、どのような基本方針を持っていますか？

Q2 保健指導サービスの質の管理に関する基本方針を、どのようにして委託元に明確にしていますか？

Q3 保健指導サービスの質の管理に関する基本方針を、どのようにして従業員に周知していますか？

2 保健指導サービスマニュアルおよび 提供される保健指導プログラムの質の管理

- A | 貴社(機関)における、保健指導の実施方法に関するマニュアル(保健指導サービスマニュアル)に関して、以下についてお答えください。
- Q1 保健指導サービスのマニュアルを作成していますか？
- Q2 マニュアルには、どのような事項を記述していますか？
- Q3 保健指導実践者による保健指導をマニュアルに沿って実施するために、どのような取組みを行っていますか？
- B | 貴社(機関)のプログラムの妥当性を確保するために、専門家による評価や助言を受けるなど、どのようにして見直しを図っていますか？
- C | 委託元が年間および中期の保健指導計画を策定するにあたり、どのような支援が可能ですか？
- D | 保健指導の実施記録に関して、以下についてお答えください。
- Q4 保健指導の実施記録は、どのような項目について記録していますか？
- Q5 各保健指導実践者が決められた項目について確実に記録を残していることを、どのように確認していますか？
- E | 保健指導を行った対象者および医療保険者等の委託元から寄せられた問合せについて、その内容をどのようにして、サービスの改善に結び付けていますか？
- F | 窓口に寄せられた苦情について、その内容をどのようにしてサービスの改善に結び付けていますか？
- G | 委託元に対して、保健指導の実施結果や効果評価に必要な情報等、どのような情報を提供することができますか？
- H | 保健指導サービス事業者としての保健指導プログラムの評価に関して、以下についてお答えください。
- Q6 プログラムの評価をどのように行っていますか？
- Q7 評価結果を、どのようにして改善計画に結び付けていますか？



③ 保健指導実践者の質の向上

A 保健指導を実施する新規従業員の研修に関して、以下についてお答えください。

- Q1 保健指導を実施する新規従業員を採用した際に、どのように研修・育成を行っていますか？
- Q2 新規採用者が単独で保健指導できるレベルにあることをどのように判断していますか？
- Q3 保健指導実践者として非常勤スタッフを活用する場合には、どのような質の管理を行っていますか？

B 保健指導実践者の保健指導技術等の向上のための教育・研修に関して、以下にお答えください。

- Q5 どのような教育・研修計画を立てていますか？
- Q6 それぞれの教育・研修について、どのような参加状況(対象の範囲や参加率)ですか？

C 個々の保健指導実践者の技術や成果の評価に関して、以下についてお答えください。

- Q7 評価をどのように行っていますか？
- Q8 評価結果をどのように本人にフィードバックし、改善計画に結び付けていますか？
- Q9 保健指導実践者ごとの育成計画に基づく教育研修の実施をどのように記録していますか？

D 保健指導実践者の質の向上に向けた取り組みをより有効にするために、どのような評価や助言を専門家から受けていますか？

4 情報公開

A | 保健指導サービスや質の向上の取組みの集計や公表に関して、以下についてお答えください。

Q1 どのように実績をまとめていますか？

Q2 実績について、どのように外部に公表していますか？

B | 保健指導に関する研究や質の向上のための取組みの発表に関して、以下についてお答えください。

Q4 どのような研究を行っていますか？

Q5 最近、学会や雑誌等で取り組みを発表した機会があれば、その内容はどのようなものですか？

5 再委託先による保健指導サービスの質の管理

A | 再委託を行っている場合、再委託先が提供する保健指導実践者の能力およびサービスの質に関して、以下についてお答えください。

Q1 再委託を行っている場合、再委託先が提供する保健指導実践者の能力およびサービスの質に関して、どのような基準を設けていますか？

Q2 再委託先の保健指導サービスの質について、どのように確認を行うことになりますか？

Q3 再委託先の保健指導サービスの質について改善が必要と判断された場合に、どのような対応をすることになっていますか？

6 内部監査

A | 保健指導プログラムの質の管理に関する内部監査をどのように実施していますか？